

EU社会保障法における男女平等判例の展開

——79/7理事会指令の実効性とその構造的限界性——

竹中 康之

■ 要約

EUにおいて、他に類を見ない社会保障の男女平等法制—79/7理事会指令—が発効して、15年に近い時間が経過した。この間に、本指令に関連するEC裁判所の判例もかなり蓄積されてきた。これらのEC判例の蓄積にともなって、79/7理事会指令の有するインパクトも次第に明らかになってきた。本指令は、EU構成国の社会保障法規から性差別的な明文規定を確実に減少させてきたという点では、その影響力を過小評価できない。しかし、総体的に言えば、79/7指令のインパクトはかなり限定的なものにとどまってきた。その要因としては、79/7指令自体の規定内容の限定性や、この限定性を克服できずにきたEC裁判所の法解釈の問題性等を指摘できる。結局、79/7指令についても、「生産費用の平準化」の観点に基づいて制定されてきたEU男女平等法制の構造的限界性という根本問題に突き当たる。

■ キーワード

社会保障における男女平等、世帯概念、間接的差別

I 序

1958年のEECの発足以来、男女平等の実現というテーマは、常にEUの主要な政策課題の一つとなってきた。現に、雇用の分野においては、EU¹⁾レベルで制定された立法やこれに関連するEC判例が構成国の法制度や雇用現場に大きな影響を及ぼしてきた。そして、男女平等をめぐるEUレベルの法制化やEC判例の蓄積は、社会保障の分野にまで及んでいる。1978年の12月に制定された「社会保障における男女平等原則の漸進的实施に関するEC79/7理事会指令(以下では79/7指令と省略する)」²⁾とこれに関する一連のEC判例である。

79/7指令—1984年12月発効—は、除外規定や例外規定が多いものの、一定の範囲で社会保障における男女平等取扱の実現を構成国に義務づけるものである。EU構成国は、本指令に違反する

国内の法規定・行政慣行等を存置させることは許されず、これらの法規定・行政慣行等を撤廃するために必要な措置を講じるEC法上の義務を負うことになる。

79/7指令の発効から、すでに15年に近い時間が経過した。この間、本指令をめぐる、大きく二つの動きが見られた。一つは、本指令の内容に国内制度を整合させるために構成国が行った社会保障制度の改革であり、他の一つは、本指令に関連するEC裁判所(European Court of Justice)の判例がかなり蓄積されてきたことである。特に、後者は、79/7指令自体が法文としてはわずか10カ条からなる簡潔なものであることを考え合わせると、有権的法解釈の蓄積としての意義が大きい。そこで、本稿では、79/7指令をめぐるEC裁判所の主要判例を整理・分析することによって、EUにおける社会保障男女平等法制の実体把握に努め

たい。他方、本指令が構成国に与えたインパクトの全貌を正確に把握するためには、前者の動き³⁾を追跡することも重要であるが、本稿でそれを行う余裕はなく、別の機会を期したい。

II 79/7指令の概要

79/7指令の概要については、以前に本誌で紹介したことがある⁴⁾。そこで、ここでは、本指令の基本構造と後述のEC裁判所の諸判例を理解するうえで押さえておくべき要点のみに触れておきたい。

1. 目的

本指令は、社会保障の分野における男女平等原則の漸進的实施 (progressive implementation of the equal treatment for men and women) をその目的とする(第1条)。

2. 基本原則

社会保障に関する「性に基づく直接的差別もしくは間接的差別、とりわけ婚姻上もしくは家庭内での地位 (marital or family status) に基づく間接的差別の禁止」。

3. 適用対象

(1) 人的適用対象

本指令は、「勤労者階層 (working population)」および「老齢もしくは障害のために退職した労働者ならびに自営業者」に適用される(第2条)。この勤労者階層には、現役労働者(被用者)だけではなく、「自営業者」および「疾病、災害または自己の意思に基づかない失業のために職業活動を停止した労働者と自営業者」、そして「求職者」が含まれる。

(2) 対象制度

疾病、障害、老齢、労災、失業の各種生活事故 (risks) に対して保護 (protection) を与える法制度

(statutory scheme) に適用される(第3条1項)。社会扶助 (social assistance) は原則として、本指令の対象外であるが、本指令の対象となる上記の諸制度を補足または代替する意図で創設された (intended to supplement or replace) 制度である場合に限り、本指令の適用を受ける。

なお、本指令のタイトルにもある「社会保障 (social security)」という語は、周知のように、わが国での用法とは異なり、所得保障の制度体系を指す語である。したがって、医療サービスや福祉サービス等の現物給付の制度は、一応、本指令の対象外である。しかし、EC判例⁵⁾によれば、医療サービスや福祉サービスに関するものであっても、一部負担金のような金銭に関わる法規定は本指令の適用対象になるものとされている。

4. 除外規定および例外規定

(1) 除外規定(第7条1項)

構成国は、次の事項については、本指令の平等原則の適用を免れることができる。(a) 老齢年金ならびに退職年金の受給年齢の決定、およびこれから他の給付に関して生じうる影響 (possible consequence)、(b) 老齢年金に関して児童を養育してきた者に与えられる優遇措置、育児のための雇用中断期間後の受給資格の承認、(c) 夫の抛出に基づいて、妻に対して老齢年金および障害年金の派生的な受給資格を認めること、(d) 障害、老齢、労災に対する長期給付に関して、被扶養者である妻 (dependant wife) のための加算を付与すること、(e) 本指令の採択以前になされた、社会保障制度において権利を取得せずまたは義務を負わない旨の選択権の行使から生じる結果。

ただし、男女平等原則の漸進的实施という本指令の目的に鑑みて、構成国は、関連する社会状況の発展に照らして上記の除外規定を維持することに正当性が存するかどうかを定期的に検討しなければならない(第7条2項)。

(2) 例外規定(第3条2項)

本指令は、遺族給付、家族給付に関する法規定には適用されない。ただし、家族給付が疾病、障害、老齢、労災、失業の各種生活事故を対象とする諸給付に関する加算として支給される場合には本指令が適用される。

(3) 例外・除外規定の性格

本指令は、社会保障における男女間の完全平等を一気に実現しようとするものではなく、「男女平等原則の漸進的实施」を目的としている。このために、本指令には、上述のような、例外規定や除外規定が設けられている。平等原則の漸進的实施という本指令の目的に鑑みて、ある程度の例外規定や除外規定が含まれているのはやむを得ないという面があり、これらの例外規定や除外規定は後日の立法措置により見直されることが暗黙の前提になっている。この暗黙の前提に基づいて、79/7指令の改正提案が87年10月に欧州委員会から閣僚理事会に提案された⁶⁾。しかし、この改正案は、例外規定や除外規定のほぼ全廃を提言したために構成国からの反発も強く、その採択手続きも長らく停滞しており、採択の見通しは立っていない。

5. EC法としての一般的効力

EC法としての理事会指令は、達成すべき結果について、すべての構成国を拘束するが、その方式および手段の選択は構成国の機関に任されている(EC条約第249条)。しかし、構成国が、EC理事会指令に違反する国内の法制度を放置したり、新たに設けることは、基本条約上の義務違反に該当し、義務違反を理由とする欧州委員会によるEC裁判所への提訴の根拠となる(EC条約第226条)。

III EC判例の概観

79/7指令に関するEC裁判所の判例は、1986年頃から展開され始め、現在ではかなりの蓄積を形成している。以下では、79/7指令の基本的性格や構成国に対するインパクトを理解するうえで重要と思われる事例を、適用対象、直接的差別、間接的差別の三テーマとの関連で拾ってみることにする。

1. 適用対象に関する判例

(1) 人的対象

79/7指令の第2条によれば、本指令は、「working population」および「老齢もしくは障害のために退職した労働者ならびに自営業者」に適用される。「working population」には、現役労働者(被用者)だけではなく、「自営業者」、および「疾病、災害または自己の意思に基づかない失業のために職業活動を停止した労働者と自営業者」、そして「求職者」が含まれる。

この「working population」という語句—あえて訳せば「勤労者階層」であろうか—は、市場における労働力もしくは潜在的な労働力としての価値性という観点から、本指令の人的対象を画定しているという立法者の意図が法文として表れたものであろう。しかし、このような観点を過大に重視すると、結果として本指令の人的対象を著しく狭めてしまう可能性が出てくる。なぜなら、育児や介護等の家庭内での無償労働の負担が重い女性は、市場における労働力としての価値性が低いということで、「working population」には含まれないとされてしまう可能性があるからである。現に、EC判例では、育児退職者や介護従事者が本指令の適用対象になり得るか、という問題が大きな争点になってきた。

初期の事例⁷⁾では、EC裁判所は、本指令の第2条の文言を柔軟に解釈して人的対象を拡大しようとする姿勢を示した。イギリスの障害者介護手当に関連して、家族の介護のために退職した女性に

対して、「working population」の一員として79/7指令の適用が認められたのである。家族介護のために退職した者は、「障害のために退職した者」として本指令の適用対象となる、というのがEC裁判所の論理であった。

しかし、その後の事例⁸⁾では、79/7指令の人的対象を限定的に捉えようというEC裁判所の傾向が顕著に現れてくる。まず第一に注目されるのは、本指令の対象となる退職労働者の範囲を、「第3条に挙げられた生活事故—疾病、障害、老齢、労災、失業—のいずれかによって職業活動を停止した労働者と自営業者」と定義づけることによって、育児退職者を排除したことである。その根拠として、「本指令に規定された生活事故の発生以外の理由によって、就労可能な状態(availability for employment)でなくなった者には本指令は適用されない」ことが強調されている。現在では、育児退職者に対し79/7指令は適用されないというEC裁判所の法解釈はほぼ固まったものになったと言ってよい。だが、このような解釈に対しては、本指令の法文—特に第2条—に必ずしも忠実なものではなく、退職の原因を五つの生活事故に限定したことには必然性はない、あるいは育児退職を「自己の意思に基づかない失業」の一類型として捉えることも可能である等の批判⁹⁾がなされている。

他方、介護従事者との絡みでは、97年に出された興味深いEC判例がある。それは、いわゆる専業主婦であった女性が夫の介護に従事してきたことを根拠に79/7指令の適用を求めたZüchner事件¹⁰⁾である。この女性によれば、彼女は夫の介護のために専門的な訓練を受けてきており、自分が夫に提供する介護はその性格上「職業活動(occupational activity)」と同一視されるべきであり、したがって自分はworking populationの一員として79/7指令の適用を受ける資格があると主張された。しかし、EC裁判所は次のように判示し、この女性の訴えを退けている。

「第2条においてworking populationという表現に関連して言及されている『活動(activity)』という語は、少なくとも経済活動、すなわち広い意味での報酬と引き換えに行われる活動のみを意味していると解釈される。……無報酬で家族のために(介護等の)活動を行っている者が、その活動が一定の専門的スキルを必要とするという理由で、working populationの概念に含まれると解釈することは、……本指令の適用範囲を無限定に拡大してしまう効果をもたらすであろう。……職業活動または求職活動が介護のために中断したというケースを除いて、障害のある配偶者を無報酬で介護する者(carer)には、その要求される介護の程度や技能の如何に関わらず、79/7指令は適用されない」。

結局、労働力もしくは潜在的な労働力としての価値性という観点から、育児退職者や介護従事者は79/7指令の適用対象から外されてしまったのではないかと思われる。これらの者は、労働市場への復帰の可能性が少ない者であり、そのような者を男女平等法制の対象に取り込む権限はEUにはない、という事実上の判断があったのではないかと思われる。

(2) 対象制度

疾病、障害、老齢、労災、失業という五つの生活事故の類型性に絡めて、79/7指令の適用対象を限定的に捉えていこうとするEC裁判所の基本姿勢は、対象制度との関係でも見られる。特に、これは、社会扶助給付との関係で顕著に見受けられる。EC判例によれば、本指令が社会扶助に対して例外的に適用される場合—疾病、障害、老齢、労災、失業の各種生活事故に対する法制度を補足または代替する意図で創設された制度である場合—が非常に限定的に捉えられているのである。紙幅の関係上、詳述は省かざるを得ないが、イギリスの補足給付(supplementary benefit)の制度、および1986年の法改正により補足給付制度を受け継

いだ所得補助 (income support) の制度に関する事例に触れておきたい。

補足給付制度およびこれを受け継いだ所得補助制度は、十分な資産や収入のない失業者と退職者に適用される社会扶助給付制度である。79/7指令が制定された当初、補足給付制度は失業給付制度および老齢(退職)年金制度を補足または代替する制度として79/7指令の適用を受ける、という見解が有力であった¹¹⁾。現に、既婚女性にも補足給付の申請権を与える等の法改正により79/7指令に対応しようとするイギリス政府の動きも見られた¹²⁾。これらの事実にもかかわらず、イギリス政府は、Jackson and Cresswell事件¹³⁾において、補足給付および所得補助の制度が貧困の撲滅を目的とする一般的な社会扶助であり、特定の類型の生活事故に対応するための制度ではないから79/7指令の適用はないという主張を展開した。EC裁判所は、このイギリス政府の主張をほぼ全面的に受け入れてしまったのである。

まず、EC裁判所は、「79/7指令の適用対象となるためには、当該給付が第3条に挙げられた生活事故のいずれかに対する保護に直接的かつ効果的に結びつくものでなければならない」という基本的な考え方を強調している。この基本的な考え方を前提にして、補足給付制度および所得補助制度は一定所得未満の人々に支給される一般的な社会扶助給付であり—特定の類型の生活事故に対する給付ではない—、それ故に79/7指令の適用はないと結論づけられている。

以上のようなEC裁判所の判示によれば、社会扶助制度に対して79/7指令が適用される余地は非常に狭められてしまうことになろう。「第3条に挙げられた生活事故のいずれかに対する保護に直接的かつ効果的に結びつく」給付でなければ、社会扶助給付は79/7指令の適用を受けないとされたからである。これは実質的には、特定類型の生活事故のためだけに設立された特別扶助制度で

なければ、社会扶助への79/7指令の適用はない、ということにも等しい。換言すれば、生活事故の類型性を問わないでさまざまな人々を対象とする一般扶助制度は、それが老人や障害者等の人々に対する実質的な保障機能を有している場合であっても、79/7指令の適用対象外になってしまうのである。

社会扶助給付は、本来、拠出制の社会保障給付を全く受けられない者や不十分にしか受けられない者に対してこそ、生活保障の最後の安全網としての機能を果たすべきものであろう。しかも、拠出制の社会保障給付を獲得するという点で、現代女性がなお大きなハンディキャップを負っていることも厳然たる事実である。これらのことを考え合わせると、EC判例により、社会扶助に対する79/7指令の適用範囲が大きく制限されたことは、本指令の実効性やインパクトを著しく減じさせる結果になっていると言えよう。

2. 直接的差別に関する判例

従来の社会保障制度においては性による役割分担、すなわち、男性(夫)は労働者として賃金を稼ぐことで家族を養い、女性(妻)は被扶養家族として家庭内で家事や育児等の無償労働に従事する、という発想が制度的に組み込まれる傾向が強かった。そして、このような性による役割分担の発想が直截的な法文として現れ、女性に対して男性と平等な法的人格性を否定する差別形態が直接的差別である。ここで言う、性に基づく直接的な差別とは、同じ状況に置かれている男女に対して、性を理由として異なる取り扱いが与えられることを言う。

社会保障における直接的差別に関しては、79/7指令の与えたインパクトは小さくない。EC裁判所は、直接的な性差別に関する事例では、かなり果敢な姿勢を示してきているからである。以下、代表的なEC判例の要点を紹介する。

(1) 79/7指令に基づく直接的救済

社会保障法規が直接的に女性を差別している場合、差別的規定は適用不能となり、女性には男性と同じ法規規定が適用される、と判示したEC裁判例がある。FNS事件判決¹⁴⁾とMcdermott and Cotter (No. 1)事件判決¹⁵⁾である。前者は、既婚女性には世帯主と見なされる等の特殊事情がない限り失業給付を支給しないというオランダの法規規定に関する事例であり、後者は、同じ拠出要件を満たしても既婚女性は金額および受給期間において男性よりも劣悪な失業給付しか受給できないとするアイルランドの法規規定に関する事例である。

これらのEC判例で特筆されるべき点は、79/7指令に基づく直接救済が認められたことである。すなわち、両判決では、(a)79/7指令第4条1項—平等原則条項—はその規定内容が明確である、(b)構成国が本指令の平等原則の適用に恣意的な条件や制限をつけることは許されない、の二点を理由として本指令に基づく直接救済が認められた。すなわち、構成国が適切な国内措置をとらずに性差別的規定を放置している場合、女性は男性と同じ法規規定の適用を国内裁判所に直接求めることができる、と判示された。

(2) 加算に関する差別

実際の扶養関係の存否に関係なく、自動的に男性(夫)のみに対して配偶者加算と児童加算を与えようとする規定がアイルランドの失業給付法にあった。この規定が79/7指令に違反するのではないかと問われた事例がMcdermott and Cotter (No. 2)事件¹⁶⁾である。本件で、アイルランド政府は、FNS事件判決等が言うように女性に男性と同じ加給規定を適用することは、アイルランド法が規定する不当利得の禁止 (prohibition on unjust enrichment) に抵触し、許されない、と主張した。これは、夫婦が共に失業給付を受給している場合に、妻に対しても実際の扶養関係の存否に関わりなく自動的に

加給を与えることは、夫婦に二重の加給を与えることになる、という主張である。しかし、EC裁判所は、「本指令の発効以降、既婚男性が実際の扶養関係の存否を問われずに配偶者と子供に関して自動的に加給を受給していたとすれば、たとえ場合によって加給の二重支払いが起きうとしても、既婚女性もまた実際の扶養関係の存否を問われずに加給を受給する権利を有する」と判示し、オランダ政府の主張を退けている。

(3) 年金の受給年齢の決定およびこれから他の給付に関して生じうる影響

79/7指令第7条1項は、老齢、障害、遺族の各種年金についての女性に対する一定の優遇的取り扱いを平等原則の対象から除外する権限を構成国に認めている。この除外条項の基本的な性格を、EC裁判所は、EOC事件¹⁷⁾で「財政的均衡 (financial equilibrium) を崩すことなしに年金制度を(男女平等の観点から)漸進的に改革していくために認められた、女性に対する暫定的な優遇措置」であると定義づけている。このような除外条項の基本的性格を前提としたうえで、EC裁判所は、同条同項(a)号が言う「年金の受給年齢の決定」の範囲には、受給年齢に男女差を設けることだけでなく、この受給年齢の男女差と「必然的かつ客観的にむすびつくもの」も含まれるとした。そして、男性65歳、女性60歳という受給年齢が設定されているイギリスの老齢年金に関連して、男性に対して女性よりも5年間の長い拠出を義務づける規定は、受給年齢の男女差と「必然的かつ客観的にむすびつくもの」であり、除外事項に含まれる—79/7指令の平等原則には抵触しない—とされた。

他方、本指令第7条1項(a)号後段部分と言う「年金受給年齢の決定から他の給付に関して生じうる影響」に関連する事例としては、Thomas事件¹⁸⁾が注目される。本件は、イギリスの重度障害手当および障害者介護手当に関連して、受給者は老齢

年金の受給年齢(男65歳、女60歳)未満の者に限定するという法規定が79/7指令違反になるのではないかと問われた事例である。

本件で、EC裁判所は、以下の二点を理由に、当該規定は本指令第7条1項(a)号後段部分には該当せず、79/7指令に抵触するとした。①「無拠出制給付である重度障害手当および障害者介護手当の支給は、拠出制老齢年金制度の財政に直接的な影響を及ぼすものではない」②「EC法上、女性も60歳を超えても働き続ける権利を有している。60歳を超えて働き続けてきた女性が障害状態に陥った場合、重度障害手当や障害者介護手当のような給付を受給することは権利である。これは、『大多数の女性の場合と比べて特定の女性が例外的状況であるという統計的な理由で否定されてはならない個人の権利』である」。

また、同じくイギリスに関する事例として、Richardson事件¹⁹⁾がある。本件は、国民保健サービスの一部負担金を老齢年金受給年齢以上の者は免除するという施行規則の79/7指令違反が問われた事例である。本件でも、EC裁判所は、当該施行規則は本指令第7条1項(a)号後段部分によっても正当化され得ないとした。その主たる理由は、国民保健サービスの一部負担金の免除と拠出制老齢年金の受給年齢との間には財政的にも制度的にも必然的なつながりを見い出せない、ということであった。

(4) 男性差別

例外規定や除外規定に該当しない限りにおいて、79/7指令で保障されている平等は、両面的平等であり、その限りで、男性を女性に比べて不利に取り扱うことも平等原則違反を構成することになる。男性に対する社会保障上の不利益な取り扱いが79/7指令違反になると認定された事例としては、Integrity事件²⁰⁾がある。本件は、自営業者のための一般年金制度に関連して、低所得者に

対する保険料免除規定が男性には適用されないとするベルギー法が79/7指令第4条に違反する、とされた事例である。

3. 間接的差別に関する判例

79/7指令の平等原則規定において注目されるべき点の一つは、性に基づく直接的差別だけではなく間接的差別をも禁止していることである。この「間接的差別」という法概念は、直接的差別の概念の基礎となっている契約文言や法文の形式性を超えて、社会の実態的な脈絡において許容されない性差別を画定していこうとするものである。この概念によると、文言上は直接的に男女を差別していない契約や法規定であっても、実質的に一方の性の成員に不利に作用するものは違法と判断される余地がある。

79/7指令第4条1項は、禁止される間接的差別の一例として「婚姻上もしくは家庭内での地位に基づく差別」を挙げている。この例示は、従来、「世帯主(head of household)」や「主たる生計維持者(breadwinner)」が社会保障給付の受給者とされてきた場合が多く、これが実質的に社会保障から女性を疎外してきた一つの大きな要因となってきたことを鑑みての例示であると考えられる。「世帯主」や「主たる生計維持者」という概念自体は必ずしも女性を排除するものではないが、夫婦を含む世帯であれば夫をほぼ自動的に「世帯主」や「主たる生計維持者」として取り扱うという行政実態が存在してきたからである。特に、欧州委員会の行政解釈²¹⁾によると、「世帯主」概念は夫婦間でのヒエラルキーを暗黙の前提としており、これを社会保障制度との関係で性的に中立的な概念と見なすことは不可能であるとされている。

79/7指令第4条1項は、「婚姻上もしくは家庭内での地位に基づく差別」という例示を除けば、間接的差別の具体的な定義については何も規定していない。しかし、EC裁判所は、80年代の前半から、

EC条約第119条(男女間の同一労働同一賃金条項)や雇用平等の理事会指令に関連する事例²²⁾を通して、EC法上の概念としての「間接的差別」概念を発展させてきた。EC裁判所による間接的差別の定義を要約すれば、以下のようになる。

「表面的には男女を差別していない契約や法規定であっても、実質的に一方の性の成員に不均衡に不利な影響を及ぼすものは、客観的な事由によって正当化されることが証明されなければ、間接的差別を構成するものであり、かつ違法である²³⁾」。

すなわち、EC裁判所の見解によると、①表面上は性的に中立な契約や法規定に事実上の性差別的効果が存在すること、②当該契約や法規定を客観的に正当化する事由の不存在、の二つの要件が満たされれば間接的差別の成立が認定されることになる。

まず、事実上の差別的効果の存在については、特定の契約や法規定のEC法違反を主張する者が証明しなければならない。しかし、当該契約や法規定の事実上の差別的効果—実質的に一方の性の成員に不均衡に不利な影響を及ぼすこと—が一応証明されれば、この時点で間接的差別の存在が推定されることになる。そして、この時点で、挙証責任の転換(reversal of the burden of proof)が起る。今度は、当該契約や法規定を適用しようとする者が正当化事由の存在を証明しなければならない。もし、正当化事由の存在が証明されなければ、EC法違反の間接的差別の存在が立証されたことになる。

正当化事由の存在については、さらに二つのサブテストの充足が要件化されている(Rinner-Kuhn事件²⁴⁾)。一つは、当該契約や法規定の追求する目的自体が正当であるか否かというサブテストである。このサブテストでは、追求される目的の客観的な価値性が重視されるが、その前提として当該目的が性差別とは無関係なものであることが要求される。二つ目のサブテストは、当該の契約

や法規定が前掲の目的を達成するための手段として適切でかつ必要なものであるか否か—手段としての相当性があるか否か—である。もし、目的自体が正当であっても、当該の契約や法規定がその達成手段としての適切性を欠いていたり、あるいは他の手段で事実上の差別的効果がより少ないものが存在しうる場合には、正当化事由の存在は否定されることになる。

基本的には、EC裁判所は、79/7指令上の間接的差別の問題についても、雇用差別事例で形成されてきた上のような見解を当てはめようとしてきた。ただし、正当化事由の有無の判断では、構成国による主張が安易に受け入れられる傾向が強いようである。

(1) 間接的差別が認定された事例 ——パート労働者差別

業種や職種あるいは地域等によって多少の事情の差があるにせよ、パート労働者の多くが女性であるという状況は各国に共通の現象であろう。女性、とりわけ既婚女性の場合、育児や介護等の家事労働との両立をはかろうとする傾向が強いため、パートタイムでの就労が選択されるケースが多いからである。したがって、フルタイムの労働者に比してパート労働者を不利に取り扱う社会保障法規があるとすれば、それは、単に統計的に言えば、男性に比べて女性に対して不均衡に不利益を及ぼしていることになる。ここで、女性に対する間接的差別の問題が生じてくる。

パート労働者を不利に取り扱う社会保障法規が79/7指令違反であると認定された事例としては、Ruzius-Winbrink事件²⁵⁾がある。そして、本件は、現在までのところ、79/7指令違反の間接的差別が認定された唯一のEC裁判例でもある。

ベルギーでは、国民年金制度に基づいて、障害により労働不能に陥った者に対して、最低生活費に相当する障害年金が支給されていた。障害発生

前に、無収入であった者、最低生活費基準より低い収入しかなかった自営業者、学生であった者等に対しても、最低生活費基準に基づいた障害年金が保障されていた。ところが、パート労働者—所定労働時間が通常の労働者よりも短くて年収が最低賃金日額の260倍未満の者—に関しては、最低生活費ではなく、前年度のパート収入に基づいて障害年金の給付額が算定されるという特別規定があった。この特別規定に基づいて、パート労働者（週18労働時間）であった女性に支給された障害年金は、最低生活費基準よりも低額であった。そこで、パート労働者の多くが女性であることを考慮すれば、当該特別規定は女性を不当に差別し、79/7指令に抵触するとの訴えが提起された。

まず、EC裁判所は、女性に対する事実上の差別的効果について、当該特別規定がパート労働者に不利な効果を持つこと、ベルギーではパート労働者は女性に比べて男性は「著しく少ない(considerably few)」ことを理由に、これを肯定している。

正当化事由については、パート労働者に関して障害年金の算定基準を最低生活費基準にすると障害年金が障害発生前の賃金収入よりも高くなってしまふ、という主張がベルギー政府によってなされた。しかし、EC裁判所は、他の多くのケース—障害発生前に無収入であった者や最低生活費基準より低い収入しかなかった自営業者等—でも、障害発生前の収入よりも高い障害年金が現に支給されていることを理由にして、ベルギー政府の主張を退け、正当化事由なしとの判断を下している。

さらに、直接的差別に関するFNS事件判決に倣って、79/7指令に基づく直接救済が認められている。すなわち、79/7指令違反の規定に対する是正措置がとられない限りは、不利益をこうむっているグループ—パート労働者—は、性別に関係なく、優遇されているグループ—フルタイム労働者—と同じ規定の適用を受ける権利がある、と判示されている。

(2) 間接的差別が否定された事例

上述のRuzius-Winbrink事件を唯一の例外として、79/7指令との関連で間接的差別が認定された事例は皆無である。間接的差別が否認された諸事例²⁶⁾については詳細を省かざるを得ないが、ここでは代表的な事例としてCommission v. Belgium事件²⁷⁾を紹介しておきたい。

Commission v. Belgium事件は、欧州委員会がEC法上の義務の不履行を理由として構成国であるベルギーを直接EC裁判所に訴えた事例である。欧州委員会によると、ベルギーは、79/7指令の発効以降も、失業給付および障害年金に関連して、女性を間接的に差別する法規定を放置することにより、EC法上の義務履行を怠った、という訴えがなされた。

ベルギーの失業給付制度および障害年金制度は、その受給者を「婚姻上もしくは家庭内での地位」に絡めて次のように三つのグループに分類していた。

- グループ1 収入のない家族と同居する労働者
 - グループ2 独居の労働者
 - グループ3 収入のある家族と同居する労働者
- 失業給付および障害年金の給付額は、従前所得に上記のグループごとに定められる割合を乗じて得られる額とされていた。従前所得に乘じられる割合は、グループ1の場合が一番高く、グループ3の場合が一番低く設定されていた。ただし、定められた割合を乗じるにあたっては、従前所得には一定の上限が設定されることになっていた。

欧州委員会は、かねてからの持論²⁸⁾に基づいて、ベルギーの当該制度が79/7指令に違反する論拠として、以下の二点を挙げている。第一に、加給の受給資格者を世帯主—グループ1に相当—とすることは、女性に対する事実上の差別的効果が大きすぎるということである。既婚者の場合、女性は、配偶者が職業に就いている場合が大多数であり、配偶者の収入も女性のそれを上回ってい

るケースが多い。このような社会的現実において、既婚女性が世帯主として認定され、加給の受給者となりうるケースは稀である。第二に、従前所得に比例する加給は、最低所得保障の機能を有せず、加給の受給者の多くが男性であるという事実を正当化できないということである。欧州委員会の見解によれば、加給の本来の目的は、扶養家族を持つ者に対する最低生活保障であるとされる。この見解によると、加給の受給者の多くが男性であるという事実が正当化されるのは、扶養家族を持つ者に対する最低所得保障という加給本来の機能が発揮される場合に限定される。しかし、従前所得に比例する加給は、家族扶養から生じる最低生活の割り込みの危険に十分に対応できるものではない。なぜなら、このような加給は、家族扶養により追加的に生じるニーズを正確には反映し得ず、しかも概して男性に有利にその支給額が決定されるからである。

これに対して、ベルギー政府は、加給受給者の多くが男性であることを認めつつも、以下のような正当化事由についての反駁を行っている。それは、当該加給制度が従前所得比例の形をとりながらも、扶養家族を持つ社会保障給付受給者に対して、最低生活保障の機能をなお有しているという主張である。すなわち、当該加給制度は、扶養家族を持つ社会保障給付受給者の個別の家庭事情に応じて、しかも限られた国家財政の制約の下に、最低生活のための代替収入 (minimum replacement income) を保障しようとするものである、という主張である。

結論として、EC裁判所は、ベルギー政府の正当化事由についての主張をほぼ全面的に受け入れ、欧州委員会の訴えを退けている。当該の加給が「minimum replacement income」であり、最低生活保障の機能を有している証左として、算定基礎となる従前所得に一定の上限が設定されていることが重視されている。そして、扶養家族の有無あるいは家族の収入の程度等の家庭事情を勘案して

最低生活保障を行うことは、構成国にとっては社会政策の不可欠な一部分であり、このような社会政策については現在のところ各構成国が広範な裁量権を有していると説示された。したがって、当該加給制度に事実上女性に不利になるような面があるとしても、それは客観的な事由によって正当化されうるものである、とされた。

しかし、当該加給が従前所得に比例する給付であるにもかかわらず、どうして最低所得保障の機能を持ちうるのか—まさに欧州委員会が問題視していた点—については、EC裁判所の判示は根拠薄弱であると言わざるを得ない。単に、算定基礎となる従前所得に上限が設定されているという事実だけでは当該加給が最低生活保障機能を有していることの十分な証左とは言えないであろう。結局、本判決では、「手段の相当性」のチェックもほとんどなされないままに、正当化事由についての構成国の主張が安易に受け入れられていることだけが目立っている。しかも、正当化事由についての構成国の主張が受け入れられたのも、主張されている目的—最低生活保障—自体の積極的意義が重視されたからではない。むしろ、それは、当該目的を実現する社会政策についての構成国の裁量権の大きさ—換言すれば社会政策についてのEUの権限の小ささ—を実質的な根拠にしているように思われてならない。そして、このようなEC裁判所の解釈傾向—社会政策についての構成国の裁量権を重視し、構成国による正当化事由の主張を安易に受け入れてしまうという傾向—は、最近の事例²⁹⁾では、より顕著に見受けられるのである。

IV まとめにかえて

本稿では一部分しか紹介できなかったが、79/7指令との関連で、EC裁判所に提起された直接的差別の事例はかなりの数にのぼっている。これか

らも分かるように、社会保障の先進国と一般に思われているEU諸国においても、ごく最近まで社会保障法規に性差別的な明文規定が残されていたのである。そして、EC裁判所は、直接的な性差別に関する事例では、かなり果敢な姿勢を示しており、その限りでは本指令の構成国に対するインパクトも過小評価できないであろう。直接的に男女を差別する明文規定を放置することは、構成国にとって、EC法上の義務違反と認定される可能性が高まってきたからである。そして、EC法(79/7指令)違反がEC裁判所によって認定されれば、構成国は当該差別規定の改正を事実上余儀なくされることになる³⁰⁾。

しかし、総体的に言えば、79/7指令のインパクトはかなり限定的なものにとどまってきたと言える。その要因として以下の二点が指摘できよう。

第一に、規定内容自体の限定性である。それは、特に人的対象と対象制度の限定性に顕著に現れている。まず、79/7指令は、全人口に適用されるのではなく、経済的対価の獲得を目的として労働を行う人々—勤労者階層—のみに適用される。この点で、家庭内での無償労働(介護、子育て等)に重点を置かざるを得ない人々は、本指令の適用対象から外されてしまう可能性が高くなる。また、対象制度との関係で言えば、本指令は疾病、障害、老齢、労災、失業という五類型の生活事故に対する制度のみに適用される。この五類型の生活事故は、従来、被用者に対する社会保険でカバーされてきた生活事故(employment related income loss risks)である。この五つの生活事故の類型に当てはまらない事由—特に育児や介護、看護等—に関する制度は、本指令の適用対象外である。子育てや介護等の無償労働に従事する女性に対しては、例外規定や除外規定によって特別な取り扱い—夫の拠出に基づいて妻の派生的な受給権を生じさせる制度等—が許容されている。さらに、拠出制給付の受給権を獲得するうえでハンディキャップを

有する女性が生活保障の最後の安全網として依拠せざるを得ない社会扶助も、例外的場合を除いて本指令の適用対象外である。

第二に、EC裁判所の法解釈が79/7指令の限定性を克服できず、むしろ問題を増幅させている、という面がある。まず、五つの生活事故—疾病、障害、老齢、労災、失業—の類型性に関連づけて、79/7指令の適用対象を限定していこうとする傾向が顕著である。これは、明らかに、育児や介護等の無償労働に重心を置く—あるいは置かざるを得ない—女性にとっては、不利に作用する傾向である。

また、間接的差別の問題に関しても、構成国による正当化事由の主張が安易に認められてしまう傾向がある。特に、この傾向は、最低生活保障や家族政策といった法政策分野に関わる事由が正当化事由として援用されるケースにおいて顕著に見受けられる。これも、労働者として男性と対等に競争しうる女性よりも、育児や介護等の無償労働に重点を置く女性に対して、概して不利に作用する傾向であると言えよう。

以上に総括したような、79/7指令の法規自体としての限定性やEC裁判所の法解釈の問題性は、どこに由来するのであろうか。それは、主として、従来のEUが第一義的には経済統合体であり、これに対応して、EUの社会政策が共同体レベルの経済政策の補助手段的な存在にとどまってきたことに由来すると思われる。EUの男女平等法制も、直接的には「構成国間の生産費用の平準化」という、いわば経済競争政策的観点に基づいて制定されてきた。これを反映して、職業生活の分野に関わる立法がEUの男女平等法制の中心となってきた。79/7指令の場合も例外ではない。社会保障という「労働条件」の男女格差是正を直接的な目的として本指令も制定されたのである。それは、本指令の制定過程を見ても明らかである³¹⁾。そして、前章で見たような諸判例を見る限り、EC裁判所にも、EUの男女平等法制が規制し得るのは女

性が労働力として生産費用に直接的な影響を及ぼしうる場合に限定される、という発想が強いように思われる。

しかし、EU諸国においても、女性が育児・介護等の無償労働の負担の多くを引き受け、その結果として男性に比べて労働市場への進出度もいまだに低いというのが現実である。このような社会的現実を考え合わせると、経済競争政策的観点のみに基づいた男女平等法制では構成国の社会保障へのインパクトが自ずと限られてくるのも当然である。

社会保障における実質的な男女平等を実現していくには、単に法文上の不平等を是正していくことだけでは足りず、究極的には社会保障制度の基本的枠組みの再編成が求められてくる面がある。例えば、介護・育児等の無償労働を確実に社会保障給付に結びつけていくという観点からは、これらの無償労働を社会保険上の資格期間として算入させる仕組みを導入する必要がある。また、女性の社会保障受給権の完全な独立性を確保するという観点からは、世帯型給付の制度体系を改めて、受給資格の個別化 (the individualization of entitlements) を徹底する改革も必要になろう。しかし、このような、社会保障制度の基本的枠組みの再編成は、少なくとも現在のEUにとっては、その与えられた権能をはるかに越えることである。

他方、EUが単に経済統合体にとどまるのではなく、より高度な国家統合体としての性格を強めつつあることも事実である。将来的には、国家統合の進展がEUの社会保障制度への直接的なコミットメントを深めていく可能性もある。そして、EUが社会保障制度への直接的なコミットメントを深めていくに際して、79/7指令に関する立法経験やEC判例の蓄積が一つの重要な足場になる可能性もある。今後の、EUレベルでの国家統合の動きや立法、EC判例の展開等に注視したい。

注

- 1) EUの中核的な存在がEC—マーストリヒト条約の発効以降EECが名称変更されて単数形の European Community になったもの—であり、EUの基礎となっている法体系の中心がEC法である。本稿の主たる考察対象である79/7指令も旧EC条約第235条(現EC条約第308条)に基づいて制定されており、EC法制度の一環を形成するものである。
- 2) O.J. 1979 L6/24. 本指令の法文和訳としては、福原英明「欧州連合(EU)の雇用における男女平等に関する法制の発展(1)」『比較法雑誌』第30巻3号(1996年)131～133頁がある。
- 3) 79/7指令に対応するために各構成国で行われた制度改革については、欧州委員会—当時のEC委員会(Commission of the EC)—から以下の二つのレポートが出されている。INTERIM REPORT ON THE APPLICATION OF DIRECTIVE 79/7/EEC OF 19 DECEMBER 1978 ON THE PROGRESSIVE IMPLEMENTATION OF THE PRINCIPLE OF EQUAL TREATMENT FOR MEN AND WOMEN IN MATTERS OF SOCIAL SECURITY COM(83)793 final (以下INTERIM REPORTと略)。Report on the application of directive 79/7 EEC of 19 December 1978 on the progressive implementation of the principle of equal treatment for men and women in matters of social security COM(88)769 final.
- 4) 竹中康之「EC社会保障法における男女平等原則—理事会命令の概要と構成国(イギリス)の社会保障制度への影響—」『海外社会保障情報』第79号(1987年)2頁。
- 5) Richardson事件(Case C-137/94), 1995, 3 Common Market Law Reports p. 376.
- 6) COM(87)494 final O.J. C 1987 309/11. 本改正指令案の概要については、Pennings, Frans, ed. *Introduction to European Social Security Law*. Boston, 1994. pp. 294-296参照。
- 7) Drake事件(Case 150/85), 1986, European Court Reports p. 1995.
- 8) Achterberg事件(Cases 48, 106&108/88), 1989, 1 E.C.R. p. 1963. Johnson事件(Case 31/90), 1991, 1 E.C.R. p. 3723.
- 9) Sohrab, Julia A. *Sexing the Benefit: Women, Social Security and Financial Independence in EC Sex Equality Law*. Aldershot, 1996. pp. 86-89.
- 10) Case C-77/95, 1997, 3 C.M.L.R. p. 263.
- 11) Sohrab, J. A. op.cit., p. 97.
- 12) この補足給付の改正については、前掲拙稿5～6頁参照。

- 13) Cases C-63/91 and C-64/91, 1992, 1 E.C.R. p. 4737.
- 14) Case 71/85, 1986, E.C.R. p. 3855.
- 15) Case 286/85, 1987, E.C.R. p.1453.
- 16) Case C-377/89, 1991, 1 E.C.R. p. 1155.
- 17) Case C-9/91, 1992, 1 E.C.R.1 p. 4297.
- 18) Case C-328/91, 1993, 1 E.C.R. p. 1247.
- 19) 注5) 参照.
- 20) Case C-373/89, 1990, 1 E.C.R. p. 4243.
- 21) *INTERIM REPORT* p. 8.
- 22) Jenkins 事件 (Case 96/80), 1981, E.C.R. p. 911. Bilka 事件 (Case 170/84), 1986, E.C.R. p. 1607.
- 23) EC判例によって形成されてきた「間接的差別」概念は、1997年12月に採択された「性差別における挙証責任に関する97/80EC理事会指令 (O.J. L 014, 20 January 1998)」に取り込まれ、次のように条文化された(第2条)。「表面的には中立的な法規定、基準、慣行であっても、一方の性の成員に対して、著しく不均衡に不利益を与える場合には、当該の法規定、基準、慣行が適切に必要なものであり、かつ性とは無関係の客観的要因によって正当化されなければ、間接的差別の存在が認定される」。
- 24) Case 171/88, 1989, E.C.R. p. 2743.
- 25) Case C-102/88, 1989, E.C.R. p. 4311.
- 26) これらのEC判例の詳細については、竹中康之「ECにおける社会保障の男女平等法制の展開」『修道法学』第20巻第2号(1998年), 523～547頁参照。
- 27) Case C-229/89, 1991, 1 E.C.R. p. 2205.
- 28) *INTERIM REPORT* pp. 7-8.
- 29) Poshuma 事件 (Case C-280/94), 1996, 1 E.C.R. p. 179. Laperre 事件 (Case C-8/94), 1996, 1 E.C.R. p. 273. Nolte 事件 (Case C-317/93), 1996, *All England Law Report* (EC) p. 212.
- 30) ただし、性差別的な社会保障法規の是正を被差別性に対するレベルアップ(給付水準の引き上げ, 受給要件の緩和等)の形で行うことを構成国に義務づける明確な規定は、79/7指令にはない。他方の性に対するレベルダウン(給付引き下げ, 受給要件の厳格化等)によってなされる男女平等化であっても79/7指令との関係では許容される, としたEC裁判例もある [Roks 事件 (Case C-343/92), 1994, 1 E.C.R. p. 571]. この点との関係でも79/7指令の限界性を指摘する声が多い. e.g. J. A. Sohrab. *op.cit.*, pp. 132-134.
- 31) 社会保障についての男女平等条項は、当初、Council directive 76/207「就職、職業訓練、昇進、労働条件に関する男女平等待遇指令」に挿入される予定であった。法技術上の問題のために予定変更され、社会保障についての男女平等条項だけが切り離され、後に単独法制化されたのが79/7指令であった。Hoskyns, C., and L. Luckhaus. "The European Community Directive on Equal Treatment in Social Security" 17 *Policy and Politics* (1989) p. 322 参照。
(たけなか・やすゆき 広島修道大学助教授)